

住民税(市民税・県民税)の 主な改正点

今年度の申告より
マイナンバーの記載が
必要です!

確認ができないため、写真付
身分証明書(運転免許証など)
をご一緒に持参ください。

「ふるさと納税
ワンストップ特例制度」
について

平成28年分以降の市民税・
県民税の申告書提出の際はマイ
ナンバー(12桁)の記載と本人
確認書類の提示または写し
の添付が必要となります。
※扶養親族がいる場合は、そ
のかたのマイナンバーの記
載も必要となりますのでご
注意ください。

確定申告が不要な給与所得
者などがふるさと納税を行う
場合、一定の要件に該当する
かたについては、ふるさと納
税先団体に特例の申請をする
ことで、確定申告書を提出す
ることなく、個人住民税の輕
減を受けることができます。

紛失した場合は再発行でき
ますので、年金事務所または
年金相談センターにお問い合わせ
ください。

なお、障害年金・遺族年金は、
課税の対象となっていないた
め、源泉徴収票は送付されま
せん。

個人番号カードにて番号と
身元の両方を確認できますの
で、個人番号カードのみご持
参ください。

◎番号確認書類を

お持ちのかた

内線 1134・1136
・ 課税課市民税係
・ 申告関係
・ マイナンバー関係
市民サービス課

内線 1111

■お問合せ

下館年金事務所

☎ 0296(25)0829



公的年金の 源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの
老齢・退職年金は、所得税法
上の雑所得として課税の対象
になっています。

そのため、老齢年金を受け
ているかたには、1年間の年
金の支払総額などを記載した
「源泉徴収票」が1月末日まで
に届くよう送付されますので、
確定申告の際に提出してください。

確定申告が不要な給与所得
者などがふるさと納税を行う
場合、一定の要件に該当する
かたについては、ふるさと納
税先団体に特例の申請をする
ことで、確定申告書を提出す
ることなく、個人住民税の軽
減を受けることができます。

◆確定申告書は
自宅で作成できます!

平成28年分の所得税及び
復興特別所得税の確定申告
の相談及び申告書の受付は、
2月16日(木)から3月15日
(水)までです。還付申告に
写しの添付が必要となります。

◆確定申告の相談及び
申告書の受付について

平成28年分の所得税及び
復興特別所得税の確定申告
の相談及び申告書の受付は、
2月16日(木)から3月15日
(水)までです。還付申告に
写しの添付が必要となります。

古河税務署からのお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」
を利用すれば、自宅で確定申告書などが作成できます。
印刷して書面で送付または
e-Taxで送信(事前準備
が必要)のいずれかで提出
してください。詳しくは、
国税庁ホームページをご覧
ください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

■お問合せ
古河税務署
個人課税第一部
☎ 0280(32)4161

■お問合せ
古河税務署
個人課税第一部
☎ 0280(32)4161